

令和4年度第3回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和4年6月20日(月)午前9時30分～午前10時26分
- 2 場所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中19名)
荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、
片山 潤之、賀屋 忠之、徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、
原田 好子、藤村 守、安田 敏男、安野 正純、山根 良夫、
山根 伊都子、重國 誠司、藤原 敏郎、吉富 崇子

(2)欠席委員(5名)
伊藤 良男、伊藤 良一、海地 博志、神田 一夫、恒富 竹司、

(3)事務局
徳本局長・岸本参事・岩瀬副主幹・竹中主任主事

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席19名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

山根 良夫(やまね よしお) 委員 及び、吉富 崇子(よしとみ たかこ) 委員
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、大内御堀、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は152アールとなります。

議案第2号、吉田、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営むものです。

取得後の経営規模は52アールとなります。

議案第3号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営むものです。

取得後の経営規模は732アールとなります。

議案第4号、小郡上郷、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営むものです。

取得後の経営規模は69アールとなります。

議案第5号、阿東嘉年下、有償移転です。

申請人は、農事組合法人嘉年ハイランドの構成員であり、現在、当該法人が耕作している農地を取得するものです。

この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は34アールとなります。

議案第6号、阿東生雲東分、無償移転です。申請人は、市内に居住し、農業を営むものです。取得後の経営規模は111アールとなります。

事務局

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といた

します。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図9ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第7号、大内氷上二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地造成のみをおこなうものです。

この件については、始末書の提出をいただいておりますが、本来、無断転用後20年以上経過したものについては始末書の提出をいただいております。しかしながら、申請内容に疑義が生じたため、今回に限り提出いただいております。

また、議案の備考欄に始末書添付の文言が記載されていませんので、申し訳ありませんが、追記をお願いいたします。

議案第8号、秋穂二島、用途変更された農用地区域内の農地に、農舎、苗床置場、農作業場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

議案第9号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、車両の待避所を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました、農地法第4条に係る議案のうち議案第8号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図12ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第10号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第11号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に駐車場を整備するものです。

議案第12号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第13号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、農機具及び農業用資材置場を整備するものです。

議案第14号、大内氷上三丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲するものです。

議案第15号、大内千坊五丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第16号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第17号については、議案18号が同時に提出されていますので、併せて説明いたします。

議案17題号、議案題18号、緑町、用途地域内の第3種農地に、店舗を建設するものです。なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、赤妻町、用途地域内の第3種農地に、貸駐車場、貸広場を整備するものです。

議案第20号、中尾、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第21号、平井、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第22号、吉田、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。
自己用住宅については、適正面積がおおむね500㎡以下となっていますが、この件については、法面などを除いた、有効活用面積が、459.83㎡となり基準を満たしています。

議案第23号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第24号、黒川、公共投資となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅兼事業用倉庫を建築するものです。

議案第25号、黒川、公共施設から比較的近い距離にある第2種農地に、老人ホーム等を建築するものです。なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、陶、農用区域内の農地に、宅地の外構工事のため、工事中仮設道を整備するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

なお、申請人からは許可後1年までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第28号、陶、集団的に存在する第1種農地に自宅への進入路を整備するものです。

また、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第29号、銚子、農用地区域内の農地に隣接するブロック擁壁の補強対策を行うため、大型土のうを設置するものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

なお、申請人からは令和5年3月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

現地の状況は、擁壁が崩れかけており、一時的に土のうでおさえるため一時転用がでていますが、今後、補強工事が必要になるので、除外後に農地転用が出されると思われれます。

議案第30号、秋穂二島、集団的に存在する第1種農地に、自己用住宅を建築するものです。

また、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第31号、秋穂東、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に、建売住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第32号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、嘉川、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地に自己用住宅を建築するものです。

案第34号、阿東徳佐上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、阿東徳佐上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、

問題ありませんでした。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

(意見があれば、該当地区協議会の委員説明)

議長

議案第24号について、(自己用住宅の敷地面積)自己用住宅兼事業用倉庫はひとつずつあるのか。また、自己用住宅の適正面積おおむね500㎡以下を超えているのではないのか。

事務局

自己用住宅と事業用倉庫が一体となった建物です。そのため、店舗兼住宅と同等であると考へ面積の制限は適用していません。

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました。農地法第5条に係る議案のうち議案第15号、17号、18号、27号、28号、29号、30号、32号、34号、35号、については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、空き家附随農地の指定についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図36ページを御覧ください。

議案第36号、空き家附随農地の指定申請について説明いたします。

空き家及び農地の所在は徳地柚木で、空き家付随農地の面積は4筆、計 1,757 m²です。申請地の取得予定者は、市内に居住する個人です。

現在耕作されていない申請地を取得し、家族とともに、梅、野菜の栽培を行うこととされています。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、事務取扱要領の第4条に規定する要件の全てを満たしております。また、徳地地区協議会で協議した結果、別段面積の適用を受ける農地として指定することについて、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

取得者は、外国籍の者か。

B 委員

アメリカ人国籍の配偶者だ。現在、空き家を借りているが、知人、親戚を招待するのに手狭に感じており、また、稲作や野菜作りの意向もあり今回の申請となっている。

A 委員

了解した。

B 委員

空き家対策農地の取得について国籍要件はないのか

事務局

空き家対策農地の取得に国籍要件はない。

C 委員

外国人の農地の取得が可能になるのか。

事務局

登記に関しても所有権移転の制限ない。

C 委員

了解したが、今後、外国人による(日本の)農地の購入が進んでいくことについては問題があると思っている。

事務局

農地法にかかることなので、(外国人による農地取得の制限については)国の法整備が必要になると思われる。

議長

空き家について、相続すべき長男が他の地に移り住むなどした後、両親が亡くなるなどして空き家がふえてくるなど、今後、このような事案が増えて問題になってくるとと思われる。

議長

以上で空き家附随農地の指定に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。別段面積を適用することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】。

議長

挙手多数と認め、只今審議しました空き家附随農地に係る議案については、別段面積を

適用することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局

議案28ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計39筆 63,151㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地区域の変更についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。

議案第38号、農用地区域の変更について説明いたします。

地区協議会において審議していただいたとおりで、

除外申請が3件、2,398.21㎡、用途変更が5件、5,400.25㎡でございます。

御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地区域の変更について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、農用地区域の変更については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。合わせて、参考位置図37ページを御覧ください。

議案第39号から議案第47号について、一括で説明いたします。

北部地区4件、中央地区3件、川西地区1件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第39号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案40号から47号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過している
ので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員
から意見等があればお願いします。

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証
明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員挙手)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧
ください。6月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のと
おり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願
いします。

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。
最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第3回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年6月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 山根 良夫、

署名委員 吉富 崇子

記 録 者 岩瀬 彰英